

令和8年度 福井県立特別支援学校の 幼稚部および高等部の入学者選考実施要項

令和8年度の福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者の選考は、この要項の定めるところにより実施する。

1 応募資格

特別支援学校に入学を志願できる者は、別表1に定める条件を満たす者とする。

2 募集定員

募集定員は、別表2に定めるとおりとする。

3 出願

(1) 出願できる学校および学科

ア 志願者は、県の内外を問わず、複数の公立特別支援学校に出願することはできない。（公立高等学校入学者選抜一般入学者選抜、公立高等学校通信制の課程入学者選抜を含む。）

イ 県立特別支援学校への出願は、別表2において1人1校とし、本科または専攻科の1学科に限る。

(2) 出願期間

ア 出願の受付期間は、令和8年1月13日（火）から1月16日（金）とする。

イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願手続

ア 特別支援学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、出願先の特別支援学校において交付する入学願書に必要事項を記入し、中学校長等から提出された調査書、個別の教育支援計画・指導計画、その他必要書類（以下「調査書等」という。）を添えて、出願先の特別支援学校の校長（以下「校長」という。）に提出すること。

イ 入学願書等の提出を受けた校長は、志願者について応募資格を有すると認めたときは、これを受理する。

4 入学者の選考

(1) 入学者の選考会場

入学者の選考は、出願先の特別支援学校において実施する。

(2) 入学者の選考期間

入学者の選考は、令和8年2月9日（月）から2月16日（月）の期間内（土日祝日は除く）に実施する。なお、選考の期日、時間等については、校長が出願者およびその保護者に別に通知する。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、次の方法により行う。

ア 調査書等の審査

イ 出願者との面接

ウ 健康診断

エ その他保護者との教育相談等校長が必要と認める方法

(4) その他

校長は、募集定員を超えて入学を許可しようとする場合には、福井県教育委員会（以下「教育委員会」という。）と協議しなければならない。

5 合格者への通知

校長は、令和 8 年 2 月 24 日（火）までに、中学校長等を通じ合格者およびその保護者に文書により合格した旨を通知するものとする。

6 出願者数等の報告

(1) 出願者数の報告

校長は、令和 8 年 1 月 16 日（金）の受付時間の終了後速やかに、部および科別の出願者数を電子メールで教育委員会に報告するものとする。

(2) 合格者数等の報告

校長は、令和 8 年 2 月 24 日（火）午後 4 時までに、部および科別の受験者数および合格者数を電子メールで教育委員会に報告するものとする。

(3) 入学者数等の報告

校長は、令和 8 年 4 月 8 日（水）午後 4 時までに、部および科別の入学者数および入学者の氏名を教育委員会に報告するものとする。

7 入学願書等の様式の届出

校長は、入学願書等の様式を定め、令和 7 年 11 月 7 日（金）までに教育委員会に届け出るものとする。

8 第 2 次募集について

盲学校高等部保健理療科・専攻科理療科は、入学者選考の合格者が入学者選考の募集定員に満たない場合においては、第 2 次募集を行う。

出願の受付期間は、令和 8 年 3 月 3 日（火）から 3 月 5 日（木）までとし、受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

入学者の選考は、令和 8 年 3 月 11 日（水）に実施する。

合格者への通知は、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに、中学校長等を通じ合格者およびその保護者等に文書により合格した旨を通知するものとする。

9 その他

- (1) 福井県以外の都道府県に住所を有する者が県立特別支援学校の高等部を志願する場合の手続は、福井県立高等学校入学者選抜に関する実施要項の例による。
- (2) 高等部における訪問教育は、原則として、令和 7 年度に県立特別支援学校の中学部において訪問教育を受けている者に限る。
- (3) 校長は、志願者の取扱いその他選考に係る事項で、この要項によりがたい特別な事情がある場合には、教育委員会と協議の上、決定する。
- (4) 合格者は、福井県立高等学校入学者選抜第 2 次募集、福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜および福井県立特別支援学校の高等部の入学者選考第 2 次募集に出願することはできない。

学校名	学部・学科	修業年限	応募資格	寄宿舎
盲	幼稚部	1～3年	満3歳から5歳までの視覚障がい者（学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）であること。	有
	高等部 普通科 保健医療科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの視覚障がい者またはこれらと同等以上の学力があると認められる視覚障がい者であること。	
	高等部 専攻科 理数科	3年	高等学校もしくは特別支援学校の高等部を卒業もしくは卒業見込みの視覚障がい者またはこれらと同等以上の学力があると認められる視覚障がい者であること。	
ろう	幼稚部	1～3年	満3歳から5歳までの聴覚障がい者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）であること。	有
	高等部 被服科 産業工芸科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの聴覚障がい者またはこれらと同等以上の学力があると認められる聴覚障がい者であること。	
	高等部 専攻科 被服科 専攻科 産業工芸科	1年	高等学校もしくは特別支援学校の高等部を卒業もしくは卒業見込みの聴覚障がい者またはこれらと同等以上の学力があると認められる聴覚障がい者であること。	
福井特別支援	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの肢体不自由者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）またはこれらと同等以上の学力があると認められる肢体不自由者であること。	有
福井東特別支援	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの肢体不自由者もしくは病弱者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）またはこれらと同等以上の学力があると認められる肢体不自由者もしくは病弱者であること。	無
福井南特別支援	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障がい者（学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障がい者であること。	有
清水特別支援	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障がい者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障がい者であること。	無
嶺北特別支援	高等部 産業科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障がい者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障がい者であること。	有
奥越特別支援	幼稚部	1年	満5歳の知的障がい者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
南越特別支援	幼稚部	1年	満5歳の知的障がい者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
嶺南東特別支援	幼稚部	1年	満5歳の知的障がい者、肢体不自由者または病弱者であること。	有
	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	
嶺南西特別支援	幼稚部	1年	満5歳の知的障がい者、肢体不自由者または病弱者であること。	無
	高等部 普通科	3年	中学校もしくは特別支援学校の中学部を卒業もしくは卒業見込みの知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者またはこれらと同等以上の学力があると認められる知的障がい者、肢体不自由者もしくは病弱者であること。	

別表 2

令和 8 年度 福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の募集定員

1 幼稚部

学 校 名	募集定員
盲	若干名
ろう	若干名
奥越特別支援	若干名
南越特別支援	若干名
嶺南東特別支援	若干名
嶺南西特別支援	若干名

2 高等部

学校名	学科	科別		募集定員合計
		本 科	専 攻 科	
盲	普 通 科	約 10 名		約 30 名
	保健医療科	約 10 名		
	理 療 科		約 10 名	
ろう	被 服 科	約 10 名	約 10 名	約 20 名
	産業工芸科			
福 井 特 別 支 援	普 通 科	約 10 名		約 10 名
福 井 東 特 別 支 援	普 通 科	約 10 名		約 10 名
福 井 南 特 別 支 援	普 通 科	約 20 名		約 20 名
清 水 特 別 支 援	普 通 科	約 5 名		約 5 名
嶺 北 特 別 支 援	産 業 科	約 20 名		約 20 名
奥 越 特 別 支 援	普 通 科	約 10 名		約 10 名
南 越 特 別 支 援	普 通 科	約 10 名		約 10 名
嶺 南 東 特 別 支 援	普 通 科	約 10 名		約 10 名
嶺 南 西 特 別 支 援	普 通 科	約 10 名		約 10 名